

特命随意契約理由書

1036

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（2月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和7年2月1日
※契約金額	2,663,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和7年2月1日から令和7年2月28日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎で使用するガスの供給
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎で使用するカーボンオフセット都市ガスの供給
選 定 理 由	千代田区は2021年11月「千代田区地球温暖化対策地域推進計画」にて「2050ゼロカーボンちよだ」を、2023年7月「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画」にて「2030区有施設のゼロカーボン」を標榜し、下記業者と2024年2月9日、「2050ゼロカーボンちよだ」実現に向けた連携協定を締結した。 区有施設におけるCO2排出量はガス由来が3割程度を占めている。カーボンオフセット都市ガスは、都市ガスの燃焼で発生するCO2を、様々なプロジェクトで削減・吸収したCO2で相殺すること（カーボンオフセット）により、現時点では調整後排出係数をゼロとして報告できる唯一のガスメニューである。 「2030区有施設のゼロカーボン」実現には、小規模区有施設を含めて安定的にカーボンオフセット都市ガスを供給する体制が不可欠であり、そうした体制で区にカーボンオフセット都市ガスを提供できるのは下記業者のみであるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 住 所 東京都港区海岸1-5-20
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 5 日
※ 契約金額	24,212,017 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年3月2日（日）から令和8年3月検針日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

1059

件 名	社会科副読本「わたしたちの東京都」「東京都の地図」の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	小学校4学年の社会科授業において使用する郷土学習資料として、社会科副読本「わたしたちの東京都」「東京都の地図」を購入する。
選 定 理 由	本件図書は、小学校4年生の社会科副読本として購入している。昭和56年以前から区立小学校4年生に配付しており、都内区市でも採用している。本件図書は、東京都小学校社会科研究会と下記業者が執筆・編集している特殊な教材であり、下記業者が製造し直接販売しており、ほかにはないものである。 以上の理由から下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都北区滝野川七丁目46番1号 名 称 明治図書出版株式会社
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 17 日
※ 契約金額	723,830 円 (消費税を含む)
納入期限	令和7年3月21日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1065

件 名	戸籍振り仮名対応に係る戸籍情報総合システム端末増設作業
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする「戸籍法の一部を改正する法律」により実施が決定されている、戸籍に氏名の振り仮名を記載する業務に対応するため、戸籍情報総合システム3台及びスキャナ1台の新規導入における設定作業を実施する。
選 定 理 由	当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 本件戸籍システムの設定作業対応及び立会い対応業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、直接的なシステム操作やサーバーへのアクセスが必要となるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 12 日
※ 契約金額	1,848,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保健所関係用紙の共同印刷による印刷
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： 物品 ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内区市町村の共同印刷により保健所関係用紙を印刷し購入する。
選 定 理 由	都内区市町村が共通のフォーマットで使用する帳票・冊子類については、同一時期に同一業者で一括印刷する「共同印刷」の仕組みが導入されており、本業務は、この共同印刷の仕組みを活用して印刷業務を委託するものである。 本業務は障害のある方にも従事可能な内容であることから、障害者総合支援法の理念に基づき、障害者就労施設等の積極的な活用を図っていくことが重要である。 また、下記事業者は、障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型を中心とした印刷事業を行っている。 以上の理由により、以下の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場 住 所 東京都大田区大森西 2-22-26
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 18 日
※ 契約金額	595,529 円 (消費税を含む)
納 入 期 限	令和 7 年 3 月 26 日
担 当 課	保健福祉部 保健サービス課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	スポーツセンター・九段生涯学習館の複合機の賃貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立スポーツセンターと千代田区立九段生涯学習館の施設予約管理システムのセキュリティと OS のバージョンアップ実施に合わせて複合機を新しく準備する。平成 30 年から使っている現行機は 60 か月の長期契約が終了した後も単年契約を重ねて使用しており、8 年が経過したところであり、バージョンアップ後のシステム機能に適合するものとする。
選 定 理 由	現在使用している複合機は、8 年使用している。施設予約管理システムのバージョンアップに適合する関連機器の機能アップを図るため、複合機の変更を 12 月と 1 月に入札を実施したが、応札業者がなく、不調返戻された。 そこで、下記業者と交渉したところ施設予約管理システムのバージョンアップに間に合う日程で受託できる旨の回答があったため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 神田通信機株式会社 情報通信事業支店 住 所 東京都千代田区神田富山町 2 4 番地
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 21 日
※ 契約金額	2,428,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 7 年 3 月 1 日から 令和 12 年 2 月 28 日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1067

件 名	観桜期仮設物及び観桜期仮設便所借り上げ(第 742 号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	観桜期における花見対策のため、ごみ集積場及び仮設便所等の設置・撤去を行う。
選 定 理 由	当案件について、令和 7 年 2 月 12 日に公募制指名競争入札（見積競争）を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 TSP 東日本株式会社 住 所 東京都港区芝三丁目 17 番 13 号寿ビル 202
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 26 日
※ 契約金額	3,080,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日翌日から令和 7 年 4 月 25 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	町名由来板の修繕（猿楽町外 7 件）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、経年劣化等により損傷した複数の町名由来板を効率的に修繕するため、一括で修繕業務を委託するものである。
選 定 理 由	今回修繕対象の町名由来板について、設置場所周辺の最新（2024 年）版の地図データが必要となる。これについて、下記業者は当該地図データの著作権を有しており、他社から借り受ける必要がないため、コストの面で有利である。 また、同様に設置場所周辺の 1856 年当時の地図データが必要となるが、下記業者は同年の地図データの著作権も有しており、他社がそのデータを利用することを認めていない。 以上の理由により、下記業者以外では本業務の目的を達成することができないため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ゼンリン 住 所 千代田区西神田一丁目 1 番 1 号 オフィス 21 ビル 4 階
※ 契約年月日	令和 17 年 2 月 12 日
※ 契約金額	2,970,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1084

件 名	岩本町ほほえみプラザ上水系統給水ポンプユニット更新作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所	
概 要	岩本町ほほえみプラザ上水系統給水ポンプユニットの更新作業を行う。
選 定 理 由	上水系統給水ポンプユニットは、岩本町ほほえみプラザ及び高齢者住宅へ上水道を加圧して送水する機器であり、飲料や調理・入浴等の日常生活を営む上で重要な設備であるが、ポンプ3基のうち2基が突発的に故障し、残り1基で稼働しており、残り1基が故障してしまうと、施設内の上水が停止し、重大な悪影響が生じる。 故障後にポンプを改修する場合、機器納期が数か月単位かかるため、同様の期間上水が停止してしまうことになる。当該機器は施設利用者の安全に係る設備であり、最短の期間で更新を行う必要がある。 下記業者は、既存機器の製造業者であるため、最短かつ確実に機器の交換を行い、また既設の配管の機能も活かしながら機器設備の更新を行うことが可能なため、期間の短縮と経費の削減が確保できる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 テラルテクノサービス株式会社 住 所 東京都文京区後楽二丁目3-28 K・I・S飯田橋ビル
※ 契約年月日	令和 7 年 2 月 3 日
※ 契約金額	10,175,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。